

久村真知子議員

1、市内中学校の校則について

私達が教育を受けてきた時代から長い間校則は身近な問題として受け止めてきています。今日、校則に対して、時代に合わない問題が浮き彫りになってきています。子どもたちには、納得できない校則に対しての不満があったり、厳しい指導が、ブラック校則と言われ、社会問題ともなっています。今改めて校則とは何か、時代にあった校則であるのかを考えなければならぬ時期なのかと思います。その様な観点からいくつか質問します。

市内の中学校の校則ですが、校則の資料を各中学校からいただき見てみましたら、服装に関しては、髪の毛の形、髪の毛の長さについて、髪の毛を束ねる位置、髪の毛を束ねるゴムの色は黒・紺・茶、靴の色、靴下も白色、下着も白色などと、ほとんどの学校でほぼ同じように決められています。冬服については、季節の変わり目にいつ、どの服を着るのかなど、いろいろ決められています。髪の毛の長さや、髪の毛を束ねる位置まで大変細かく決められていることには少し驚きました。結構これらを守るのは大変だろう、また先生方もチェックをするなら、大変だろうなど感じましたし、改めて各学校の校則が、ここまで細かく決められていることに少し驚きました。またこんなに細かく決められている根拠は何なのかと、疑問にも感じました。今日の社会情勢からみて、ここまで決めるのが子どもたちや保護者にとって本当に良い事なのだろうかと少し疑問にも感じました。ある保護者が、「今時、何も色が入っていない真っ白な運動靴は中々売ってないですよ。探すのが大変。」と言われていました。私も大型商店に行き見てみましたが、白いと思っても少し色が入っているなどして、ほとんどありませんでした。また、値段も結構高いなと思いました。下着の色も白くてあっさりしたものもやはり少ないなと思いました。これでは保護者の方も準備をするのが結構大変だと思いました。このような状況を把握されたのか、各学校は今の校則をいろいろな意見をもとに見直しを行っているところでもあると説明もお聞きすることができました。その時お聞きした内容は今の時代に合わせた面があると納得もできましたので、生徒にとっても保護者からみてもよかったかなと思います。

ブラック校則などの話が出てくるまでに、各学校で校則改定に取り組まれているようですが、もう少し早く変えることもできたのではないかと思いますので、教育にとって、子どもたちにとって、また保護者からも校則はどうあるべきなのかを考えることは必要だと思いますので、いくつかお聞きいたします。

- ① 初めに、先ほどいいましたが、校則での服装の内容等について現状はどうなっているのか、また、校則に合った服装をしているのかのチェック体制等についてお聞きいたします。
- ② 今日までの校則に関して、子どもたちや保護者、地域の方からみて、問題もあったと思いますが、

学校としての対応はどうであったのか等、様々な問題が絡み合い、ブラック校則と言われるようになったと思いますが、具体的にはどのような問題があったのか、ブラック校則と言われるようになった理由については、どの様に思われているのか、その見解をお伺いいたします。

③ ブラック校則と言われる理由には、厳しい指導が行われたことで、不登校や別室での学習を行うような原因となった例などがあることも含まれているのではないのでしょうか。市内の学校での状況はどうであったのか、お聞きいたします。

④ 校則に疑問を持った場合の対処についてですが、長い間校則は全面的に守らなければならないものだ、ほとんどの方がそのような思いを持っていたと思います。今日まで教員や子どもたち、保護者からは、様々な疑問などもあったのではないかと思います。そのような声は、学校やPTAなどに届いていたのでしょうか。教師の意見や当事者である子どもたち、保護者、地域の方々の声が、反映されることは大事なことだと思います。これらの方が、校則に疑問を持った時にはどのように対処されてきたのでしょうか、お伺いいたします。

⑤ 校則の一部である、靴や靴下、下着などは個人の体に直接身に着けるものですから、個人的な体の状況や家庭の経済的な問題も関係してきますので、個人の好み、自覚をもって、任せる事ではないかと思いますが、そうすることは学習や部活動に、何か問題があると思われるのでしょうか、お伺いいたします。

⑥ 様々な問題が校則がらみで起こっていますが、憲法や子どもの権利条約から、子どもたちの人権が守られているかをみる必要があると思います。今回市内中学校を訪ねましたら、「校則について教員や生徒、地域の方々の意見を聞きながら変えていくところです。今年度から変えます。」と大きく変化してきています。このことは、文科省が「校則の見直し等に関する取組事例」などとして事務連絡を6月に出されたことから、そのような取組となっているのかと思いますが、十分に議論することが大事だと思います。しかし、子どもたちがしっかり自分の意見を言うためには、自分の人権が憲法や子どもの権利条約にどの様に位置づけられているのかの内容をしっかりとっておくことが必要ではないのでしょうか。そのうえで教師、生徒、保護者、地域が同じ立場から、学校で普段から憲法や、子どもの権利条約から、子どもの人権が守られているのかを常に考えることができるのではないかと思います。今日の校則は、そのような立場から、子どもの人権が守られていたとお考えでしょうか、見解をお伺いいたします。

⑦ 校則を各学校のホームページに掲載することについてですが、地域の方々も学校の運営などに関して協力することは必要と思います。そのうえで校則に関して知っておくことは大事な事ではないのでしょうか。しかし、校則を知らない、見るできないという事では、市内の中学校の様子が理解

できないと思います。今回、ある中学校は、靴を自由にすると校則を変えられました。大変すばらしい事ではないかと思います。教員や保護者生徒と時間をかけて話し合いの努力をされたといわれていましたが、大変すばらしい事だと感じました。また多くの学校では、女子生徒もズボンが制服に加わりました。たぶん多くの生徒がはかれると思います。その様な大きな変化も生まれてきていますから、そのことも含め各学校の校則を、ぜひホームページに掲載していただきたいと思います。今まで校則は守らなければならないものと考えており、校則を変えてほしいという考えは浮かんで来なかったのかもしれませんが、地域の方々も校則をみることによって、学校への関心も高まり、より良い学校環境の形成に何か手助けをすることができるのではないかと思いますので、お願いしたいと思いがいかがでしょうか、お伺いいたします。

2、生活保護制度の周知状況について

様々な理由で生活保護が必要という方はおられますが、中々安心して申請に行けないという状況の方々が、まだまだいるのが現状ではないでしょうか。以前のように「何度も窓口に行っているが申請ができない。もう行きたくない。」という方の声はなくなってきています。今までは、申請をためらう中で病気になってしまったりする方が、残念ですが時々おられました。最近が高齢者で一人暮らしという方が多くなっています。また、「非正規で仕事が少ない」という方も生活が不安です。高齢者の方も、「働くから」と言って頑張られますが、やはりけがをされたり病気になったりされる方がおられます。申請をためらう理由のひとつには、まだまだ生活保護を受けることは恥ずかしい事であるという風潮が大いにあるからではないでしょうか。特におしゃべりをしているときに、何となく「生活保護に陥る」という言葉が出たりします。国民の権利だという認識が全く行き渡っていないのが現状です。また、そのような言い方に差別的な感情を受け、肩身の狭い思いをずっと持っておられます。本人も周りの方々も、当然の権利だという認識を持っていただくことは大変大切ではないでしょうか。自治体には安全安心の生活を保障する義務があるのですから、このような状況をなくすための努力が必要です。困っておられる方は、ご近所の方などには無論、親族にも誰にも知られたくないと思っておられるのですから、民生委員さんに相談することも中々できない方もおられます。やはり困っている方自身が、直接支援課などに相談に来ることが皆さんの安心につながると思います。ですから、相談に来やすい環境を作っていただきたいと思います。「生活保護は国民の権利」という当然のことをしっかりと、すべての市民に理解していただくことで、誰もが安心して生活保護を受けられる環境となるのではないのでしょうか。

札幌市では、「生活保護は国民の権利です」と書かれたポスターが作られ、公共施設に張り出され

ています。伊丹でもポスターなどが必要ではないでしょうか。また、自治会の回覧板で相談の連絡場所を示すことや、広報に詳しく掲載すること、また様々なところに説明案内チラシなどを設置するなどもしていただければ、「生活保護は国民の権利」を理解していただければ、皆さんに浸透していくのではないのでしょうか。誰もが躊躇せず支援課の窓口に来られるように、困っている市民の権利をしっかり守っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3、DV防止における男性への周知の取り組みはどのように行われているのか。

DV防止法ができ20年となりますが、まだ十分に内容が理解されていない現状があるのではないのでしょうか。被害者の保護に関しては急ぎのことですから、多くの方が認識していると思います。特に被害者は女性が多いですから、女性の方々に、DVとは何か、保護してもらうにはどうすれば良いか、相談はどこへ行けばよいのか等の情報が手に入りやすいように丁寧に目に付くところにおいていただいています。このことが多くの方の目に触れ相談にも来やすくなっていると思います。そしてDVとは、身体的暴力は当然のことで、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などであるとも知られてきていると思います。その内容がわかり新たな自覚の下に自立していくことにもつながっていると思います。被害者にとっては大変心強い法律です。

しかしDVをなくすためには、この内容を男性にもしっかりと知っていただくことが重要だと思います。そのためには、きめ細かく様々な資料や講演の案内のパンフレットなどを、男性の目にも触れるような場所に置くことや、DVに対しての知識・認識を持てるように、男性に読んでもらえるような資料も必要と思います。DVの講演会なども行われていますが、今までのチラシや、講演会などは、男性を呼びかけの対象には考えられていなかったのか、参加者はほとんど女性ではなかったのでしょうか。講演会も、男性向けに考え参加してもらえるようにすることが必要だと思います。

男性も（DV関係の）相談に来られていると思いますが、どのような状況でしょうか。

今後もDVをしっかり認識してもらえるように、男性が独自に学べ、男性の自覚を促すような場を設定していくこと等が、より必要ではないかと思います。その様な中で、近代社会の中で作られた男性のジェンダー問題にも目を向けることにもなると思います。男女共同参画社会、ジェンダー平等社会の実現を進めるためには大変重要な基礎的な事だと思います。ですから、様々な方法を考えていただきたいと思いますが、どの様にお考えでしょうか、お伺いいたします。

学校教育部長早崎潤

私からは、「市内中学校の校則について」の質問にお答えします。

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められ、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校において定められています。

初めに、校則の現状と学校におけるチェック体制についてですが、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあります。各校において、服装や髪型に関するもの、校内生活に関するもの、通学に関するものなどについて、それぞれの実状に応じて、校則として設定しているところです。チェック体制については、入学の際に、校則について丁寧に説明をし、その上で、教員は登校時に校門で朝のあいさつをしながら、学校生活を送るのにふさわしい身なりであるかどうか、子どもたちの様子を見ながら声掛けを行っています。時には、服装を正させるなどの対応をとることもありますが、生徒の個々の事情にも十分配慮し、単なる叱責にとどまることがないように心がけています。

続きまして、ブラック校則の理由とその見解についてですが、昨今、新聞報道等においてブラック校則という言葉が多く耳にします。正確な理由は分かりかねますが、校則の内容や校則に基づく指導に関し、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているものを指してブラック校則と呼んでいるのではないかと思います。本市におきましては、これまでも、生徒指導担当者等を通して、社会や時代の変化に合わせて絶えず校則を見直すことを求めており、各校において、社会規範の遵守について適切な指導を行うという教育的意義の範囲の中で、校則の設定や校則に関する指導が行われているものと考えます。

次に、校則を守るための厳しい対応が原因で、不登校や別室での学習を行うことになった例についてですが、近年、伊丹市において、このような事例の報告は受けておりませんが、そのような事態を招かないよう丁寧な指導を心がけることが大切であると考えております。

次に、校則に教師・生徒・保護者が疑問をもった場合、どのように解決してきたのか、のご質問ですが、特に生徒や保護者が校則に疑問をもったというわけではありませんが、ここ数年、各校において見直しが急速にすすんでいる状態です。その際、教師が一方向的に校則を定めるのではなく、生徒会や生徒総会で話し合う場をもったり、生徒やP T Aにアンケートを実施したり、生徒も交えて学校運営協議会で意見が交わされたりするなど、当事者である生徒や、保護者や地域の方も主体的に参画する取組がすすんでいます。校則の見直しを通して、生徒の校則に対する理解を深め、自分たちにとって、どんな校則が必要かを考えた上で、守っていこうとする態度を養うことにもつながり、生徒の主体性を培う機会にもなると考えております。

続きまして、校則をなくして、本人の自覚に任せることに問題があるか、の問いについてですが、自覚に任せることについて問題があるとは考えておりません。ただ、生徒が心身の発達の過程にある

ことや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定の決まりも必要であると考えております。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、教育的意義を有していると考えております。

次に、現状の校則は、憲法や子どもの権利条約からみて子どもの人権は守られているといえるのか、についてお答えします。校則に基づき指導を行う場合は、一人ひとりの生徒に応じて適切な指導を行うとともに、生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要だと考えております。学校教育活動全般を通して、憲法の定める「基本的人権の尊重」の遵守は必須であり、校則見直しの過程で、当事者である生徒が主体的に参画すること等により、子どもの権利条約の定める「意見を表す権利」が守られていると考えております。子どもの人権を守るという、基本原則にたった教育活動を継続していきたいと考えております。

最後に、地域の方にも分かるようにホームページ等に校則の掲載を、についてですが、冒頭でも述べましたように、校則は、学校長の責任において、学校ごとに定めており、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について生徒・保護者との間に共通認識を持つことが重要だと考えております。ホームページ等への掲載については、各校の判断により行われるべきと考えており、市教育委員会として一律に掲載すべきとは考えておりません。

学校を取り巻く社会環境や生徒の状況は絶えず変化するため、校則の内容は、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものにすべきだと考えております。市教育委員会としましては、各校において、適切な校則の設定や運用がなされるように、引き続き、情報提供や指導助言等を行ってまいりますので、ご支援賜りますようお願いいたします。

福祉事務所長松尾勝浩

私からは「生活保護制度の周知状況について」のご質問にお答えいたします。

生活保護を申請しやすくする工夫といたしましては、現在、生活保護制度のご案内を本市のホームページに記載するとともに、窓口には生活保護のしおりの簡易版を配備し、また相談にお越しの方には、「保護のしおり」を用いてご説明を行っております。

また、より広く生活の困りごとを相談する窓口として伊丹市くらし・相談サポートセンターを設置しておりますが、相談の中で生活保護の制度説明を希望される方や、生活保護の必要性が感じられる方につきましては、くらサポの相談員の同行のもと、生活支援課を案内し、連携しながら対応を行っております。

また、相談支援に関わる各関係機関や団体等の会議や研修等において、生活支援課の職員が制度の

説明を行い、生活に困っておられる方が窓口へとつながるように努めているところです。

議員ご案内の生活保護制度の啓発のためのポスター作成につきましては、現在のところ本市では考えておりませんが、生活保護が必要な方には適切に受給していただけるよう、本市といたしましても、生活保護制度の適切な運用と周知に努め、引き続き市民の皆さまに信頼いただけるよう取り組んでまいります。

市民自治部長下笠正樹

「DV防止における男性への周知の取組はどのように行われているのか」のご質問について、お答えいたします。

DVについては、性別にかかわらず誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があることから、DV防止に係る啓発については、伊丹市DV防止・被害者支援計画に基づき、性別、年代等を問わず、幅広い市民に届くよう、講演会、講座、展示、啓発リーフレット配布など様々な方法で行っております。

一方で、議員ご案内のとおり、現状、DV被害者の多くは女性で、男性は加害者であることが多いため、DV防止を実現するには、男性の関心をより喚起し、意識向上を図ることも重要であると考えております。

そのため、啓発を行うに当たっては、男性の目にも触れやすく、性別に偏りなく大勢の人が通る商業施設や図書館でのパネル展の開催や、駅前でのDV・デートDV防止の街頭啓発活動など場所や方法を工夫し、内容も、誰もが自分の事として関心を持てるものとするよう努めています。また、学校・保育関係者、行政職員等を対象としたDV防止セミナーや、若年層への啓発として、市内の高等学校でのデートDV防止に関する講演会を行っており、これらの啓発では、男性職員や男子生徒にも十分な啓発ができる機会となっています。

このような取組を続ける中で、男性の意識も徐々に向上してきており、令和2年度に実施しました「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」においては、DVの典型である身体的暴力をはじめ、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力についても、それぞれDVに該当すると思う男性の割合が、前回の平成27年度の調査時より増加しており、男性のDVに関する理解が深まっているものと認識しております。

次に、DV相談室への男性からの被害相談件数については、令和2年度において、818件中18件となっております。被害者については、性別を問わず、適切な対応に努めております。

最後に、DV防止と男性のジェンダー意識との関連ですが、DVの背景には、固定的な性別分担役割意識、性差別の意識などが潜んでいると考えられるため、議員ご指摘のとおり、男性がジェンダー

に関する問題に目を向け、意識を向上させることは、DV防止の実現と、それによる男女共同参画社会、ジェンダー平等の実現につながります。

今後も、男女共同参画センター「ここいろ」における男性向けジェンダー講座の活用をはじめ、男性の関心や参加が得られる方法に配慮するとともに、性別にかかわらず誰もが被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、引き続き、性別を問わず市民に届くよう様々な方法で啓発を実施し、DV防止の実現を目指してまいります。

久村真知子議員

1、校則について、2回目の質問と要望を行います。

「校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にある、それぞれの学校が実情に応じて校則として設定している。」という事で、市内中学校の校則の資料をいただいて見てみました。大変細かく決まっているのですが、学校によって少し違っていることもありますが、ここまで細かく決めなければ、学校教育は出来ないのかと疑問に思いました。

答弁では現状の校則内容が答えられていませんでしたので、少し例を挙げます。

①服装、身なりに関しての決まりごとに関して。

- ・頭髪ですが、男子の横髪は耳に、後ろ髪は襟にかからないように。特殊な髪型は禁止。
- ・女子は後ろ髪が襟より長い場合は結ぶ。使用するゴムは黒・紺・茶のみ。
- ・後ろ髪が肩にかかる場合は耳の位置で結ぶ。
- ・前髪は上げてはいけない、ピンでとめない。横に流し黒いピンでとめる。
- ・通学靴は白色の運動靴で紐靴・靴にワンポイントの入ったものは禁止。
- ・靴下については白、柄や飾りのあるもの、短すぎるものは禁止。
- ・下着は白。
- ・男子ズボンのベルトは黒、紺、茶の無地のみ。
- ・女子スカート丈は膝頭が隠れる程度。
- ・気候によりセーター、カーディガンを着用してよい。色は黒・紺・茶が多く、グレー・白の無地のみ可もあります。黒、紺の無地のVネックセーターは着用してもよいが、カーディガンは禁止のところもあります。
- ・防寒具の校舎内での着用は禁止。
- ・防寒具は教室内で着用しない。

等、まだありますが時間がありませんので、このくらいにしますが、先程挙げた規則はほとんどの学

校でほぼ同じでした。

これ程細かく決める必要があるのか疑問に思います。生徒もこれほどたくさんの細かい決まり事を守るのも大変だろうと想像してしまいます。先生方も、生徒が守っているのかのチェックをされるのでしょうか、大変だと思います。私が聞いてきましたこのような内容が、今の市内の中学校の身だしなみに関係する校則の現状です。

1) 校則で少し疑問に思った点をお聞きいたします。

①セーターのVネックはいいが、カーディガンはだめとなっているのはなぜでしょうか。

②伸びている髪の毛はなぜ耳の高さでくくり、要するにポニーテールはだめなのでしょう。

③セーターやカーディガンの色について、白・グレーを認めている学校もありますが、ほとんどの学校は、セーターの色・バンドの色、髪の毛をくくるゴムはなぜ黒、紺、茶でないといけないのでしょうか。

④靴や靴下、下着の色はなぜ白でないといけないのでしょうか。

⑤靴に関しては、東中学校で生徒・教員・保護者の話し合いで、今年度から、どのような色でもよいと変更したとお伺いいたしました。大変大きな変化だと思いました。時代の流れで靴も白を探すのが大変なようです。それとも、生徒の自分で決めるという気持ちを大事にされたのでしょうか。このような改革は今までと違い、決められたことを守るといった感覚から自分で決めるという選択をすることは大事な経験となるとと思いますが、白でないのだめという考えと比べ、子どもたちにどのような変化があるとお考えでしょうか。お伺いいたします。

2) チェック体制についての答弁ですが、

①制服に関しては、女子生徒もスラックスが制服となったことは大きな変化だと思います。学校生活を送るのにふさわしい身なりであるのか、時には服装を正させるなどの対応をとることもあるということですが、学校生活を送るのにふさわしい身なりとなりますと、個人の好みの服装との関係はどうかと思います。現状では、その生徒の身なりを制服として学校側の判断で決めることになっているのではありませんか。制服を決められた様に着ているかをチェックする事だと思いますがその点いかがですか。

②服装を正させるとは、例えば髪の毛を束ねているゴムの色が違うことや、カーディガン禁止なのに学校へ着てきたこと等を正させるのかと思いますが、そのときは、具体的にどのような様にされるのでしょうか。

③単なる叱責に止まることがないように心掛けていくについてですが、生徒の個々の事情とは、朝の挨拶時にわかるようなことでしょうか。例えばどのような事でしょうか、お答えください。叱責とい

う言葉の意味についてですが、よくわからないので調べましたら、「責任者が下のものの失敗や過ちをきつく非難すること」という意味となっています。過度の叱責はパワハラともなるとも書かれていますが、朝の挨拶時に生徒にこのような注意の仕方をされるのでしょうか。このようなことも「ブラック校則」と言われる一因ではないでしょうか。

3) ブラック校則と言われているのはなぜかについての答弁は、「正確な理由はわかりかねるが、校則の内容や校則に基づく指導に関し、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているものを指しているのではないか。」と言われていますが、なぜブラック校則と言われているのかについては、正確な理由を理解していただきたいと思います。指導の名を借りての監視や合理的な範囲の逸脱などが、憲法や子どもの権利条約から見てどうなのか。「子どもの人権」についての意識が、学校内で子供も含めどれだけ根付いているのか、しっかり守られているのかという観点が必要だと思います。当然子どもたちにもその権利をしっかり教えていただきたいと思います。

憲法第13条（個人の尊厳・幸福追求権）、このことは子どもたちにも当然適用されていることです。子どもの権利条約では、第13条の表現の自由からみても、本来、頭髪や服装の自由は子どもの基本的人権に属することであるという事です。ただし、そのことで、他者の基本的人権や法律による制限などを侵すことは出来ません。

① ブラック校則をなくす原点は、子どもの「基本的人権」をきちんと保障することを、学校内で教員や子供たち、保護者、地域の人々が理解することで、ブラック校則の状況がはっきりと見えてくるのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうかお答えいただきたいと思います。

4) 不登校や別室での学習になった例については、近年このような事例の報告は受けていない、そのような事態を招かないよう丁寧な指導を心掛けることが大切であると考えておりますとのことですが、

① 近年はこのような事例はないといわれていますが、全体的に不登校が増えているという問題はありますので少しお伺いいたします。近年はないという事ですが、以前はこのような問題はあったのでしょうか。そのことはどの様にして解決されてきたのでしょうか。校則違反はあってもきちんと学習することは保障されたのでしょうか。服装違反などで校内に入れなかったという事例は聞いておりますが、いかがでしょうか。

5) 校則に疑問を持った場合について。

① 答弁では、「疑問を持ったというわけではありませんが、ここ数年各校において見直しが急速に進んでいる。」とのことですが、誰も疑問を持たないのに、なぜ校則の見直しが急速に進んでいると思われるのでしょうか。教員も含め本当に誰も何も疑問を持っていないのでしょうか、疑問がないのに見直すというのはどういう事でしょうか、伊丹市内ではブラック校則に関しては全く関係がな

いと受け止められているのでしょうか、お伺いたします。

最近PTAや地域の方、生徒会等様々な方が校則の見直しに関して、参画されていることは生徒の主体性を養う機会にもなるので当然の事ですが、実行されていることは大変評価されることだと思います。

6) 「学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行う事は極めて重要であり、教育的意義を有していると考えている。憲法に定める「基本的人権の尊重」の遵守、生徒が校則見直しの過程で参画することにより子ども権利条約の定める「意見を表す権利」が守られている。子どもの人権を守るという基本原則に立った教育活動を継続していく」との答弁ですが、

① 現状の校則が子どもの基本的人権を侵している面があるのではないかという事が、今日問題になっているのではありませんか。様々な細かいところまで決まっている校則を守らせることに時間を費やす、朝のあいさつ時に叱責する、このようなことは子どもの基本的人権を認めているのでしょうか。

本来子どもの権利が守られているなら、もっと早くにこのようなことに取り組むことができたのではないのでしょうか。例えば、男女共同参画施策での2018年度事業内容の市民オンブード報告には、中学校において、「冬場にコートやタイツの着用を原則禁じていることに対して、子どもたちの健康上害があると指摘され、体を冷やさない様に着用を認めるべきだ」と早くに言われています。子どもたちが寒いのを我慢して健康が危ぶまれる状況が、子どもの人権を認めているというのでしょうか。中にはタイツやレギンスの着用を認めている学校もあります。男女共同参画やジェンダーの観点から、特に女性の健康問題をきちんと考えるべきではないのでしょうか。同時に生徒も健康被害についてしっかりと知ることが必要です。

日本弁護士連合会やマスコミ等様々なところから、ブラック校則としての声がやっと上がってきたことで、文科省も校則の見直しを進めているのではありませんか。その間に多くの生徒や教員の方々が様々な形で犠牲を払ってきたのかもしれませんが。もっと早くに「子どもたちの人権」への認識がきちんとあれば、子どもたちの声や保護者、地域の声をきちんと聞いていただき校則の見直しを進めることもできたのではないかと思います。

各学校に行かせていただくと校訓が目に入りましたが、「自治」の言葉を挙げておられるところが多かったのですが、そのことを根付かせるためには、やはり、憲法の本質、子どもの人権を、周りの大人も子どももしっかりと認識することで、自分の意見を言えること、話し合う力をつけることができるのではないのでしょうか。一方的に守らせるだけでは受け身の考えが身についてしまうのではないのでしょうか。

② ホームページへの掲載に対してですが、答弁では、学校に関しての生徒・保護者との間に共通認

識を持つことは重要だといわれていますが、共通の情報が見やすくされていないと共通認識を持つことは出来ませんので、このことに関しては指導助言をしていただけたらと思います。今各学校での校則見直しでの参画を経験する中で、人権に対しての認識もより深められるかと期待いたします。「各学校において適切な校則の設定や運用がなされるように、引き続き、情報提供や指導助言を行っていく。」とされていますから、子どもたちの「基本的人権」を市内の学校でしっかりと守れるよう指導助言をしていただけますことを要望いたします。

2、生活保護制度の周知状況について

「様々な関係機関や団体の会議や研修などで説明を行い、生活に困っている人が窓口へつながるよう努めている。」ということですが、生活に困っている人が自ら安心して窓口へ相談に行けることが本来必要ではありませんか。受けなくては生活できない方が、「受けたくない」といわれているのが多くの現状です。伊丹市も、そここのところに目を向けていただきたいと思います。なぜそのように申請を躊躇されるのかということですが、長年、生活保護へのバッシングが行われていることに大きな原因があると思います。国会議員からも行われ、最近是有名な俳優さんもユーチューブで8月7日に大変ひどい差別発言を行いました。すぐに批判の声が広がり、その後謝罪されていますが、全くひどい話だと思います。その様なことで、メディアを通じて「保護を受けて楽をしている」などの間違ったイメージがより広がっているのではないのでしょうか。身近な人のなかにも、生活保護を受けることを「生活保護に陥る」という言葉などを使われる方もおられますので、受給者もそのような言葉を聞いて、つらい思いをされています。一般の方も、保護を受けることは恥ずかしいことだと思われ、絶対に周りの人に知られたくないと多くの方は言われています。ですから申請に至るまではなかなかです。「生活が苦しいからどうすればいいか」などと、近くの民生委員さん等に自分から相談することは大変難しいのです。このことについては伊丹市も十分に理解していただきたいと思います。相談も中々できない間に、生活に行き詰まり、その結果自殺をしてしまうという方も増えているのではないのでしょうか。市内でもこのような方を出さないためにも、生活に困ったときには、誰でもが安心して申請の相談に来られるようにすべきです。生活保護は憲法第25条に書かれている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ための土台です。ですから、市民一人一人に「生活保護の申請は国民の権利です」の言葉をしっかりと理解してもらうことが必要です。厚生労働省のホームページにも、「ためらわずにご相談ください」と掲載されているのですから、そのことを伊丹市もしっかり市民に知らせなければならないと思います。誰もが安心して相談に行ける体制を作ることが必要です。そのために、札幌市のようにポスターやチラシなどを作り、広く市民の目に触れるように市内の公共

施設などに置いていただくことを要望いたします。

3、DV防止について

2021年の日本でのジェンダーギャップ指数は、世界経済フォーラム（WEF）の発表で調査対象の世界156カ国で120位と発表されています。主要7カ国では、最下位となっています。このギャップ指数を埋めることは、女性の人権問題を守り、経済発展にとっても重要との立場から、この指数を発表されています。この問題を解決するためにも一番根本になっているのが、DV問題への理解ではないかと感じます。そのことから、女性の人権問題を正しく理解することにつながると思います。

市民向けのDV啓発講座も行われ、男性のDVに関する理解が深まっているといわれていますので、男性からの相談もあるということですから、認識は少し高まっているかとは思いますが、より力を入れていただきたいと思います。このことに力を入れることは、オンブード報告では、「事前対策であり予防対策」と言われています。ですから、その講座に特に男性の参加が増えることが必要だと思います。女性がDVとは何かを様々な手段で、改めて理解を深めたように、男性も同じように様々な手段でしっかりと理解することが大切ではないでしょうか。そのことによって、ジェンダー問題にも理解が深まるのではないかと思います。答弁されていますように、効果的な啓発方法を引き続き検討していただくように要望しておきます。

学校教育部長早崎潤

私からは、「市内中学校の校則について」の2回目の質問にお答えします。

服装、身なりに関する決まりごとに関するご質問に対してですが、さきほどのご答弁でも申し上げましたように、校則は、学校が教育目標を達成していくために、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められたものであり、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、学校長の権限において設定しているものです。現在、様々な校則が存在しますが、時代や子どもの状態に合わせて、生徒主体で校則改定への動きが進みつつあります。このような取組により、子どもたちの主体性の伸長が図られると考えております。

続きまして、チェック体制についての質問にお答えします。制服を決められたように着ているかをチェックしているのはとのご質問ですが、決まりを守っているかという視点だけでなく、ふさわしい身なりをすることが集中して学習等の教育活動に専念できることにつながるため、身なりを整えることについて指導を行っているところです。また、髪の毛を束ねているゴムの色が違う場合は、学校

で定められた色のゴムを貸し出したり、翌日以降に正すことを約束して、その日はそのまま過ごさせたりする等の対応をとっています。また、校則違反につきましては、先ほどもお答えしましたように、「叱責」にならないように、そこにいたった事情にも配慮を行い指導しております。

続きまして、ブラック校則と言われている内容に関してのご質問についてですが、子どもの基本的人権の保障は大変重要であると考えております。今年度1学期には「みんなで学ぼう！こどもの権利条約」を作成・配布し、児童生徒や保護者にその内容と重要性の周知を図ったところです。

次に、校則違反に対して、以前はどのような対応であったかについてのご質問ですが、かつて、校内暴力等、学校に荒れがあった時代には、服装違反等の際に校内には入れなかったという事例もあったのではないかと推測いたします。

最後に、校則に、教師・生徒・保護者が疑問を持った場合についてのご質問ですが、各校において、服装等の個々の校則の細かい内容について、生徒自身から疑問があがって見直しが進んだというより、生徒の主体性の伸長を図る中でという考え方がすすみ、校則の見直しが行われていると認識しております。